

マスクの着用の有無により生じる差別に対する配慮を求める意見書

欧米各国では、オミクロン株の特性を踏まえ、規制撤廃・緩和し、マスク着用なしの日常を取り戻しており、日本でも保健所の全数把握は簡略化され、療養機関や待機期間が短縮されるなど、規制緩和へ動いている状況です。10月には外務省が、新型コロナウイルス感染状況が世界で総じて改善してきているなどとし、「感染症危険情報」をレベル1に引き下げ、渡航自粛を要請する国もなくなり、海外からの渡航者も自由化されました。その状況下で「マスクの着脱は個人の判断であり、個人の自由」とする国からの旅行者も国内で見られるようになりました。

マスクには、「マスク内の二酸化炭素濃度上昇・酸素不足による脳への影響」、「表情が見えずコミュニケーションが妨げられ、言語習得能力を低下させる」、「マスクに含まれるホルムアルデヒドやフッ化化合物といった有害物質と吸うことによる健康被害」など、デメリットも全世界各国で発表され、日本でも医師や専門家が指摘しています。

そういった状況下で、「マスクをしない選択」をする人が出てくることも当然の状況だと考えられます。実際一部大手企業もマスク着用を任意にする、など対応を変えてきています。

そもそもマスクの着用は任意のものであり、強制ではないはずです。この三年間、身体的・精神的及び発達上の問題で、マスクをしない・出来ない子どもたち、また常時マスクを着用することに対し、不安や不快、不調を感じている子どもたちが、なかば強制的な感染対策に今も苦しんでいます。

マスクをすることを選択した子どもたち、また逆に、マスクをしないことを選択した子どもたち、お互いが傷つけ合うことなく、尊重し合えるような社会になるよう、どうかご配慮下さい。

以上の理由で、マスクを着用しない生徒がいることをまず、児童・生徒・保護者・地域住民に周知してください。そして、マスクを着用しない児童・生徒・保護者の意思を尊重し、差別や圧力が生じないよう、周知・徹底をしてください。

ついては、以下の事項を要望します。

1. 本人の意に反してマスクの着脱を無理強いしないよう、学校、保護者、および地域社会へ丁寧に周知してください。
2. 学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルの内容や変更点について、学校園保護者および地域社会への周知を徹底してください。
3. 子どもたちの間で同調圧力が働かぬよう、マスクのメリット・デメリットや着脱の自由があることを、学校園、保護者および地域社会へ周知してください。
4. 感染症対策が原因の差別や圧力の実態を調査したうえで、対策の強化・徹底をしてください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月27日

河内長野市議会